

# 第4章 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援事業

子どもと子育て家庭が、幼稚園や保育所（園）、認定こども園などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

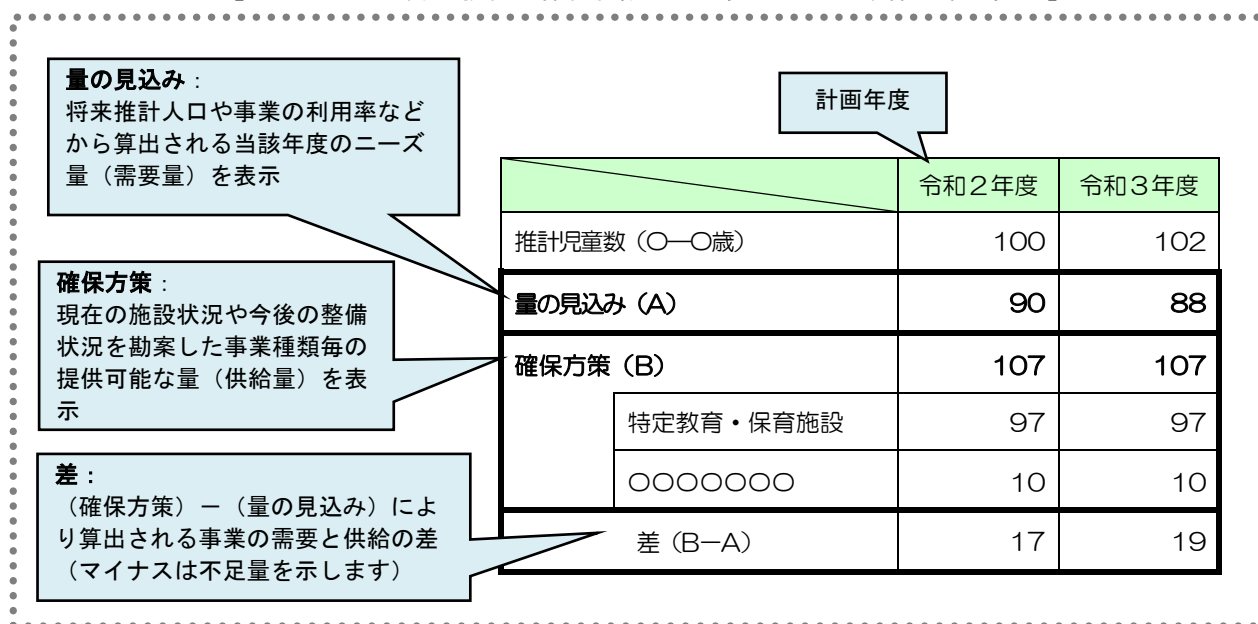
認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】




# 1 教育・保育提供区域の設定

## (1) 教育・保育提供区域の定義

子ども・子育て支援法では、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育事業」、実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

### ■教育・保育提供区域の設定対象となる事業

教育・保育事業		地域子ども・子育て支援事業
<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>施設型給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園</li> <li>幼稚園</li> <li>保育所</li> </ul> <p>地域型保育給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模保育</li> <li>家庭的保育</li> <li>居宅訪問型保育</li> <li>事業所内保育 (主に0～2歳)</li> </ul>	<p>子育てのための施設等利用給付</p> <p>施設等利用費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園&lt;未移行&gt;</li> <li>特別支援学校</li> <li>預かり保育事業</li> <li>認可外保育施設等</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者支援事業</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> <li>妊婦健康診査</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)</li> <li>一時預かり事業</li> <li>放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)</li> <li>延長保育事業(時間外保育事業)</li> <li>病児保育事業</li> <li>実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li> </ul> 

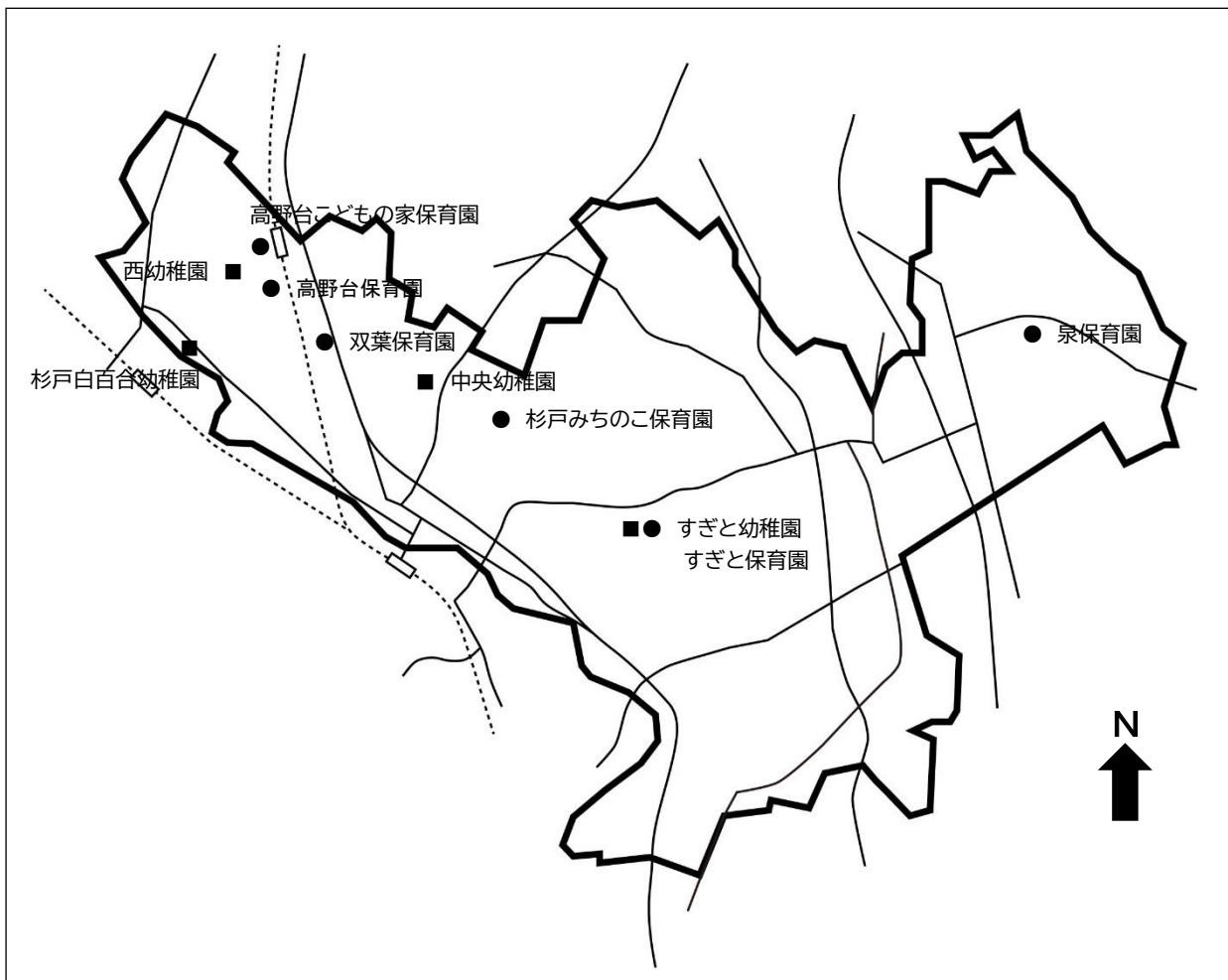
## (2) 杉戸町における教育・保育提供区域

< 本町の教育・保育区域の現況 >

提供区域数	区域面積 (km <sup>2</sup> )	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)
1 (杉戸町全域)	30.03 km <sup>2</sup>	1,661 人	10 (保育園：6) (幼稚園：4)

(令和元年度4月1日現在)

### ■本町の幼稚園、保育園の位置



本町においては、待機児童が発生している現状をはじめ、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用されている現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられます。

したがって、本町では引き続き、**全町を1区域**で教育・保育提供区域を設定します。

また、各事業の提供体制について広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整を行って対応していきます。

## 2 幼児期の教育・保育の確保方策

### (1) 1号認定【3-5歳】

#### 概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

#### 【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、町内の4か所の幼稚園（公立：3、私立：1）において、幼児期の教育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少していることから、認定者数も減少傾向で推移しており、十分な定員を確保しています。

#### ■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,049人	983人	958人	951人	898人
認定者数（A）	739人	677人	642人	611人	550人
利用定員（B）	1,415人	1,415人	1,090人	1,090人	985人
差（B-A）	676人	738人	448人	479人	435人

各年度4月1日現在、ただし認定者数は各年度5月1日現在

#### 【量の見込みと確保方策】

1号認定、教育希望の2号認定については、町内の幼稚園により必要な定員は確保できる見込みです。ニーズ調査結果から想定される教育希望の2号認定（幼児教育の希望が強く、幼稚園の利用を希望する2号認定）については、第2期計画期間当初は希望者の6割程度は幼稚園を利用する想定であり、就労する保護者の保育の必要性にも着実に応えるべく、幼稚園在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

#### ■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	908人	858人	840人	777人	760人
量の見込み（A：必要量）	567人	523人	499人	450人	429人
1号認定	465人	439人	430人	398人	389人
2号認定（教育希望）	102人	84人	69人	52人	40人
確保方策（B）	985人	985人	985人	985人	985人
特定教育・保育施設	585人	585人	585人	585人	585人
幼稚園＜未移行＞	400人	400人	400人	400人	400人
差（B-A）	418人	462人	486人	535人	556人

各年度4月1日現在

(2) 2号認定【3-5歳】

**概 要**

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

**【現 状】**

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。本町の3-5歳の児童数は減少しているものの、認定者数は増加傾向で推移していますが、必要な定員は確保しています。

■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（3-5歳）	1,049人	983人	958人	951人	898人
認定者数（A）	271人	264人	284人	294人	309人
利用定員（B）	282人	326人	307人	307人	307人
差（B-A）	11人	62人	23人	13人	▲2人

各年度4月1日現在

**【量の見込みと確保方策】**

2号認定については、計画期間当初から認定者数と定員とが均衡し、必要な事業量が確保できる見込みです。

なお、幼児教育の希望が強い2号認定については、令和5年度に新規の認可保育所の整備を見込むことから、第2期計画期間を通じて、2号認定としての利用が増えていく見通しです。

■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（3-5歳）	908人	858人	840人	777人	760人
量の見込み（A：必要量）	304人	300人	307人	295人	300人
2号認定	244人	231人	226人	209人	205人
2号認定（教育希望）	60人	69人	81人	86人	95人
確保方策（B）	316人	316人	316人	376人	376人
特定教育・保育施設	316人	316人	316人	376人	376人
差（B-A）	12人	16人	9人	81人	76人

各年度4月1日現在

### (3) 3号認定【0-2歳】

#### 概 要

0歳から2歳までの就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

#### ① 3号認定【0歳】

##### 【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。

平成29年度以降、利用児童数、保育利用率ともに増加が顕著な状況です。

##### ■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（0歳）	262人	237人	270人	227人	220人
認定者数（A：必要量）	17人	14人	32人	27人	33人
0歳保育利用率	6.5%	5.9%	11.9%	11.9%	15.0%
利用定員（B）	33人	39人	42人	42人	42人
特定教育・保育施設	33人	39人	42人	42人	42人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
差（B－A）	16人	25人	10人	15人	9人

各年度4月1日現在

## 【 量の見込みと確保方策 】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第2期計画期間中において保育利用率の増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

待機児童の発生に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期における新たな保育の提供体制として、令和4年度に小規模保育事業所、令和5年度に認可保育所の整備を見込み、計画期間中、定員に不足が生じることのないよう、必要な定員の確保に努めます。

## ■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（0歳）	220人	210人	202人	194人	184人
<b>量の見込み（A：必要量）</b>	<b>46人</b>	<b>48人</b>	<b>51人</b>	<b>53人</b>	<b>54人</b>
0歳保育利用率	20.9%	22.9%	25.2%	27.3%	29.3%
<b>確保方策（B）</b>	<b>44人</b>	<b>44人</b>	<b>50人</b>	<b>56人</b>	<b>56人</b>
特定教育・保育施設	44人	44人	44人	50人	50人
特定地域型保育事業	0人	0人	6人	6人	6人
<b>差（B－A）</b>	<b>▲2人</b>	<b>▲4人</b>	<b>▲1人</b>	<b>3人</b>	<b>2人</b>

各年度4月1日現在



## ② 3号認定【1・2歳】

## 【現 状】

本町では、令和元年度4月現在、6か所の保育所（園）（公立：3、私立：3）において、保育の提供を図っています。

1・2歳の児童数は減少していますが、保育利用率は増加しており、認定者数は横ばいから増加傾向で推移しています。認定者数が利用定員を上回っていることから定員の弾力化などによる対応を行っておりますが、認定者の年齢の偏りや保育士の確保の問題などもあり、待機児童が発生している状況です。

## ■第1期の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（1・2歳）	586人	580人	545人	550人	543人
児童数（1歳）	272人	285人	254人	287人	240人
児童数（2歳）	314人	295人	291人	263人	303人
<b>認定者数（A：必要量）</b>	<b>156人</b>	<b>145人</b>	<b>156人</b>	<b>197人</b>	<b>213人</b>
1・2歳保育利用率	26.6%	25.0%	28.6%	35.8%	39.2%
<b>利用定員（B）</b>	<b>132人</b>	<b>152人</b>	<b>148人</b>	<b>148人</b>	<b>148人</b>
<b>差（B－A）</b>	<b>▲24人</b>	<b>7人</b>	<b>▲8人</b>	<b>▲49</b>	<b>▲65</b>

各年度4月1日現在

## 【 量の見込みと確保方策 】

平成29年度以降、待機児童が発生している状況にあり、本町の1・2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、第2期計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は現状に近い水準から増加傾向で推移する見通しです。

待機児童が発生している状況に加え、保護者の多様なニーズに応えるため、第2期における新たな保育の提供体制として、令和4年度に小規模保育事業所、令和5年度に認可保育所の整備を見込み、計画期間中、定員に不足が生じることのないよう、必要な定員の確保に努めます。

## ■第2期の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数（1・2歳）	483人	477人	466人	447人	431人
推計児童数（1歳）	234人	234人	223人	215人	207人
推計児童数（2歳）	249人	243人	243人	232人	224人
<b>量の見込み（A：必要量）</b>	<b>202人</b>	<b>204人</b>	<b>203人</b>	<b>199人</b>	<b>196人</b>
1・2歳保育利用率	41.8%	42.8%	43.6%	44.5%	45.5%
<b>確保方策（B）</b>	<b>157人</b>	<b>157人</b>	<b>177人</b>	<b>207人</b>	<b>207人</b>
特定教育・保育施設	157人	157人	157人	187人	187人
特定地域型保育事業	0人	0人	20人	20人	20人
<b>差（B－A）</b>	<b>▲45人</b>	<b>▲47人</b>	<b>▲26人</b>	<b>8人</b>	<b>11人</b>

各年度4月1日現在

## ◆ 幼児教育・保育の無償化 ◆

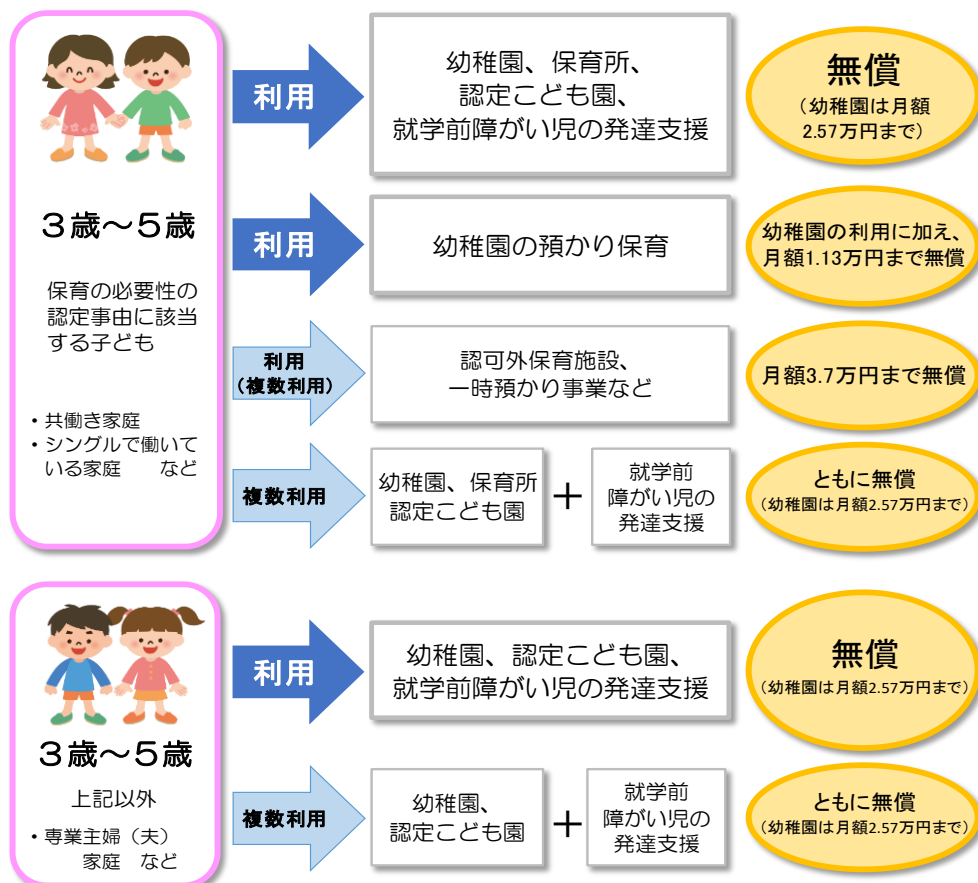
消費税率の引上げによる財源を活用した、若者も高齢者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換の一環として、主に3歳以上の子供を対象とした幼児教育・保育の無償化が令和元年度10月1日から始まりました。

少子化対策にもつながるよう、子育て世代の経済的負担軽減を図るとともに、子どもたちの生涯に渡る人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。

### ■ 幼児教育・保育の無償化の内容

対象	幼児教育・保育の無償化の内容
認定こども園 幼稚園、保育所（園） 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所（園）等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。</li> <li>○幼稚園、保育所（園）、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。</li> </ul>
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。</li> </ul>
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。</li> <li>○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。</li> </ul>
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。</li> <li>○認定こども園、幼稚園、保育所（園）も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。</li> </ul>

### ■ 幼児教育・保育の無償化のイメージ



### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

#### ■地域子ども・子育て支援事業一覧

事業		事業概要	主な対象
①	利用者支援事業 (基本型・母子保健型)	身近な場所で、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行う	0～5歳児、 保護者、妊婦
②	地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設する	0～2歳児、保護者
③	妊婦健康診査	妊婦に対する健康診査を実施する	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問し、状況把握と相談支援を行う	乳児、保護者
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、相談や支援を行う	乳幼児、児童、 保護者、妊婦
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の連携強化を図る事業	児童、保護者、妊婦
⑥	子育て短期支援事業	親が病気になった子ども等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う	0～18歳児
⑦	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	児童の預かり等に関する会員相互の援助活動の連絡・調整を行う	0～5歳児 1～6年生
⑧	一時預かり事業	幼稚園での在園児の預かり保育	3～5歳児
		保育園などでの一時的な預かり保育	0～5歳児
⑨	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、家に保護者がいない小学生に、適切な遊びの場、生活の場を提供する	1～6年生
⑩	延長保育事業 (時間外保育事業)	通常保育の時間を超えた延長保育	0～5歳児
⑪	病児保育事業	児童が病気からの回復期にある場合などにおいて、専用スペース等で一時的に保育を行います	0～5歳児 1～6年生
⑫	実費徴収に係る 補足給付を行う事業	保護者の所得状況等を勘案し、教育・保育に必要な物品購入費用や行事の参加費用等を助成する	保護者
⑬	多様な主体が本制度に 参入することを促進 するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進するための事業	事業者

## (1) 利用者支援事業

### 概要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

### 【現状】

本町では、平成30年度に杉戸子育て支援センターに子育て世代包括支援センター（基本型）を設置、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）を配置し、関係機関との連絡調整や保健センターにおいて出張相談を行い、子育てに関する相談や情報提供などの利用者支援を行っています。

また、同じく平成30年度から、保健センターに子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期に渡るまで、切れ目のないサポートに努めています。

#### ■第1期の実績

	(年間)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
母子保健型	0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
計	0か所	0か所	0か所	2か所	2か所

### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、杉戸子育て支援センター及び保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて事業を実施し、子育て家庭に対し教育・保育施設の情報提供や子育て支援サービス等の利用者支援を図るとともに、利用者支援体制の確保に努めます。

#### ■第2期の見込み

	(年間)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

## (2) 地域子育て支援拠点事業

## 概 要

公共施設や保育園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

## 【 現 状 】

杉戸子育て支援センター（中央地区）、泉子育て支援センター（泉地区）、地域子育て支援センター「ポラーノ広場」（西地区）の町内3か所の子育て支援センターで事業を実施しており、地域において子育て中の方が子どもと一緒に立ち寄ることができる場所となっています。施設ごとの特色を活かし、子育ての相談助言、子育てに関する知識や情報の提供、子育てサークルの育成支援などを行っています。

## ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用人数	20,448人	20,016人	17,880人	16,332人	10,490人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## 【 量の見込みと確保方策 】

引き続き、町内3か所の子育て支援センターで事業を実施します。施設ごとに運営状況の違いはありますが、基本的に定員は設定していないことから従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

## ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,332人	15,959人	15,517人	14,890人	14,284人
確保方策	延べ利用人数	16,332人	15,959人	14,890人	14,284人
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

### (3) 妊婦健康診査

#### 概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【現 状】

妊婦に 14 回分の助成券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ受診者数	3,079 人	3,223 人	2,848 人	2,503 人	2,450 人
実受診者数	270 人	254 人	234 人	205 人	200 人

#### 【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、埼玉県、埼玉県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込みの量	延べ受診者数	2,450 人	2,400 人	2,350 人	2,300 人	2,250 人
	実受診者数	210 人	202 人	194 人	184 人	176 人
確保方策	実施場所	利用者が希望する医療機関				
	実施体制	健康支援課（保健センター）、埼玉県医師会 等				

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

### 【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問数	218人	252人	217人	217人	196人

### 【量の見込みと確保方策】

0歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、健康支援課（保健センター）の保健師等により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	220人	210人	202人	194人	184人
確保方策	実施体制	保健師等			
	実施機関	健康支援課（保健センター）			



## (5) 養育支援訪問事業

### 概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

### 【 現 状 】

養育のための支援が必要と認められる乳幼児、児童、保護者及び妊婦に対し、保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問延べ人数	7人	16人	3人	17人	24人

### 【 量の見込みと確保方策 】

実績から事業量を見込んでおり、引き続き、町の保健センター等による事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果や、母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。

また、中核機関となる「要保護児童対策地域協議会」において情報収集、連絡調整を図りながら訪問支援の支援内容を決定し、必要な事業量の確保を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	実施体制	保健師等			
	実施機関	健康支援課（保健センター）、子育て支援課、児童相談所ほか			

## (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

## 概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

## 【 現 状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

## ■ 第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回
個別ケース会議	4回	5回	2回	3回	4回

## 【 量の見込みと確保方策 】

今後も、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

また、養育支援訪問事業担当者との情報連携等により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら児童虐待の未然防止に努めます。

## (7) 子育て短期支援事業

### 概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### 【 現 状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。

町における提供施設、利用実績はなく、現在実施しておりません。

### 【 量の見込みと確保方策 】

利用実績もなく、また、ニーズ調査結果からニーズ量も算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。当面はニーズの動向を見守りつつ、関係機関との連携により、対応していきます。

## (8) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

## 概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

## 【現 状】

本町では、ファミリー・サポート・センター事業を運営しています。依頼会員(受けたい人)、提供会員(提供できる人)の登録を行い、事前打ち合わせの後、援助活動を行っています。

就学後は放課後児童クラブ(学童保育)入室者の送迎(習い事等の支援も含む)が多く、全利用件数の半数以上に及んでいます。

## ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数	1,996人	2,124人	2,299人	2,016人	2,740人
依頼会員数	335人	368人	348人	361人	355人
提供会員数	119人	120人	117人	106人	105人
依頼・提供会員(兼任)	26人	26人	29人	30人	32人
運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織	1組織

## 【量の見込みと確保方策】

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、必要な事業量を確保できる見通しです。なお、量の見込みはニーズ調査の結果が実績に比べ過少となるため、実績を踏まえ算出しております。

今後も、利用会員、協力会員の掘り起しに努め、事業の提供体制の確保と子育て家庭の支援に努めます。

## ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
確保方策	延べ利用数	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
	運営組織数	1組織	1組織	1組織	1組織

## (9) 一時預かり事業

### ① 幼稚園在園児対象の一時預かり

#### 概要

幼稚園において、教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

#### 【現 状】

令和元年度現在、町内の私立幼稚園において預かり保育を実施しています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【量の見込みと確保方策】

令和2年度以降に実施する在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育園の延長保育と同様、必要な事業量は確保できる見通しです。

また、教育希望を動機として幼稚園を選択する家庭の保育需要に対しても適切な対応を図ります。

#### ■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		24,813人	23,446人	22,955人	21,233人	20,769人
確保方策	延べ利用人数	24,813人	23,446人	22,955人	21,233人	20,769人
	利用施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

② 保育園その他の場所での一時預かり

(ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

**概 要**

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

**【 現 状 】**

令和元年度現在、町内5か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。利用は一定の水準で推移しています。

■ 第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一時預かり事業(延べ)	738人	897人	1,105人	768人	677人

**【 量の見込みと確保方策 】**

ニーズ調査結果を踏まえ、実績とほぼ同水準の事業量を見込んでいますが、町内の保育園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

■ 第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	614人	589人	575人	541人	524人
確保方策	614人	589人	575人	541人	524人
一時預かり事業(延べ)	614人	589人	575人	541人	524人

## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### 【現 状】

本町では、7か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数は、定員を超過しましたが、すべての登録児童が毎日利用するというわけではないことから、すべての児童が利用できる状況となっています。

#### ■第1期の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数 (A)	小学1～3年	283人	292人	300人	301人	272人
	小学4～6年	82人	99人	95人	103人	118人
	計	365人	391人	395人	404人	390人
定員数 (B)		345人	345人	345人	375人	375人
設置数		7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ
差 (B-A)		▲20人	▲46人	▲50人	▲29人	▲15人

各年4月1日現在

### 【量の見込みと確保方策】

第2期計画期間中、従来と同等の水準の利用量を見込んでいます。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き小学校ごとに7か所のクラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。また、施設整備については、条例等に基づいた整備を推進します。

なお、障がいのある子どもへの対応については、関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

#### ■第2期の見込み

(年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (A)	小学1～3年	276人	280人	277人	273人	269人
	小学4～6年	121人	115人	110人	107人	106人
	計	397人	395人	387人	380人	375人
定員数 (B)		375人	375人	385人	385人	385人
設置数		7クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	9クラブ
差 (B-A)		▲22人	▲20人	▲2人	5人	10人

各年4月1日現在

(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

**概 要**

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所（園）等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

**【 現 状 】**

令和元年度現在、町内6か所のすべての保育所（園）において、11時間の開所時間を超えて延長保育が実施されています。開所時間については7時から19時の範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第1期の実績（保育所分のみ）

（年間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実人数	360人	206人	283人	334人	295人
実施施設数	6か所	7か所	6か所	6か所	6か所

**【 量の見込みと確保方策 】**

ニーズ調査結果を踏まえ、事業量を見込んでいます。引き続き、町内6か所のすべての保育園における実施を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、従来と同等以上の利用があった場合にも、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第2期の見込み

（年間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	152人	146人	143人	134人	130人
確保方策	利用実人数	152人	146人	134人	130人
	実施施設数	6か所	6か所	6か所	6か所



## (12) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

### 概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

### 【 現 状 】

本町では、病児保育室「とんことり」で病児保育事業（病児対応型）が実施されており、利用者数は一定の水準で推移しています。

#### ■第1期の実績

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用延べ人数	732人	700人	814人	604人	415人
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### 【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果を踏まえ、これまでの利用実績と同水準の事業量を見込んでいます。引き続き、病児保育室「とんことり」による事業実施により、（需要の掘り起こしによる更なる利用があった場合においても、）必要な事業量は十分に確保できる見通しです。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

#### ■第2期の見込み

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み (A)	637人	611人	596人	561人	544人	
確保方策 (B)	病児保育事業 (延べ)	637人	611人	596人	561人	544人
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差 (B-A)	0人	0人	0人	0人	0人	

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食の副食費や日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する事業です。

#### 【 現 状 】

幼児教育・保育の無償化に伴い、給食を実施している幼稚園の副食費の実費徴収分に係る補足給付事業を令和元年10月より開始しました。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

幼稚園の給食の副食費に係る補足給付事業については、低所得者世帯及び第3子以降の子どもが対象となります。

また、その他の事業の実施については、今後検討していきます。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

#### 【 現 状 】

本町においては、第1期計画中、この事業の実施には至っておりません。

#### 【 量の見込みと確保方策 】

第2期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## 4 教育・保育環境の充実に向けた施策の推進

### (1) 教育・保育の一体的な提供の推進

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく支援制度において、国が進める重要施策の1つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供できる施設として、既存の幼稚園や保育所からの移行を促進されるものです。

既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行、新たな認定こども園の設置について、利用者や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切な普及・促進を図っていきます。

### (2) 幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもは発達・成長の段階に応じて、様々な支援が必要になり、その支援は妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園・保育所、小学校・中学校、また子育て支援を行う組織、団体の連携強化を推進します。

### (3) 産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が認定こども園や保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口や子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

### (4) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。